

熊本県監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成29年11月30日から平成30年2月19日までの間に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月26日

熊本県監査委員	豊田祐一
同	竹中潮
同	城下広作
同	池田和貴

1 監査対象団体

公益財団法人熊本県立劇場、一般財団法人熊本さわやか長寿財団、一般財団法人熊本テルサ、熊本県道路公社、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター、公益財団法人熊本県移植医療推進財団、公益財団法人熊本県環境整備事業団、希望の里ホンダ株式会社、熊本県漁業信用基金協会、公益社団法人熊本県林業公社、三井住友信託銀行株式会社、学校法人慶誠学園、学校法人加寿美学園、学校法人熊本学園、学校法人菊池女子学園、学校法人常盤学園、学校法人本願寺学園、熊本商工会議所、菊池市商工会、公益社団法人熊本県観光連盟、一般社団法人熊本県歯科医師会、株式会社わくわくコーポレーション、医療法人野尻会、くまもと県民交流館管理運営共同企業体、アスペクタ管理運営共同企業体、ハートリンク水俣 代表者 株式会社山翠園、九テク・熊環・熊エンジニアリング委託業務共同企業体、三角町漁業協同組合、熊本県営住宅管理センター共同企業体、株式会社熊本県弘済会

2 監査対象期間 平成28年度

3 監査の主眼

今回の監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、県が出資している団体、不動産信託団体、補助金等交付団体、公の施設の指定管理者の30団体について、平成28年度の財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した。

監査に当たっては、熊本県監査委員監査基準に基づき、次の事項に主眼をおいて実施した。

(1) 出資団体

- ・出資の目的に沿った事業が適切に実施されているか。
- ・組織の運営管理が適切に行われているか。
- ・会計経理等が適切に行われているか。

(2) 補助金等交付団体

- ・補助等の目的に沿った事業が適正に実施されているか。
- ・補助等の効果は、十分に達せられているか。

(3) 公の施設の指定管理者

- ・公の施設の管理及び利用状況について、管理運営に係る協定書等に基づき業務が適切に実施されているか。
- ・指定管理者制度実施の効果は表れているか。

4 監査の結果

監査対象団体における財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正と認められたが、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項は次のとおりである。

なお、監査対象団体の課題については適切な指導を所管課に求めた。

(1) 指摘事項

監査対象団体名 (所管課)	監 査 結 果
熊本県道路公社 (道路整備課)	(道路占用許可について) 県道姫戸港教良木線の道路占用許可について、誤って県道路公社で行い、占用料を徴収している。 徴収した占用料の返納手続を行うなど、道路法に基づき適正な事務処理を行うよう指導すること。
学校法人菊池女子 学園 (私学振興課)	(教職員の配置について) 教職員の配置について、次の課題がある。 (1)学校教育法に定める教頭が置かれていない。 (2)学則に定める教頭及び実習助手が置かれていない。 学校教育法及び学則と実態にかい離が生じないよう改善を行うとともに、法令等に基づき適正な事務処理を行うよう指導すること。

<p>学校法人常盤学園 (私学振興課)</p>	<p>(学校評価及び学校保健計画について)</p> <p>学校評価及び学校保健計画について、次の課題がある。</p> <p>(1)学校教育法に定める幼稚園及び専修学校の学校評価が行われていない。</p> <p>(2)学校保健安全法に定める幼稚園の学校保健計画が策定されていない。</p> <p>学校教育法及び学校保健安全法に基づき適正な事務処理を行うよう指導すること。</p>
<p>ハートリンク水俣 代表者 株式会社山 翠園 (都市計画課)</p> <p>都市計画課に対する指摘</p>	<p>(施設使用料について)</p> <p>水俣広域公園のコインシャワーの使用料について、熊本県都市公園条例に使用料の額を定めないまま、指定管理者に徴収させている。</p> <p>熊本県都市公園条例の改正を行うなど、使用料徴収の根拠を明確にすること。</p>

参考

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

監査対象団体名 (所管課)	監 査 結 果
公益財団法人熊本 県観光連盟 (観光物産課) 観光物産課、国 際課、公益財団法 人熊本県観光連盟 に対する意見	<p>(公益財団法人熊本県観光連盟の業務運営体制について)</p> <p>観光物産課及び国際課の職員が職務専念義務免除の承認を受け公益財団法人熊本県観光連盟の業務の多くを行っており、県と観光連盟の業務役割分担が曖昧となっている。このような体制から、観光連盟への委託業務の一部において不適切な取扱いも発生している。</p> <p>適切な業務運営、責任の明確化及び観光振興業務の向上のため、観光連盟の組織、人員体制について見直しの検討を指導するとともに、県と観光連盟との業務分担についても、更なる見直しの検討を行うこと。</p>

参考

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。